省　令

○文部科学省令第六号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百四十二条の規定に基づき、学校教育法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月二十七日

文部科学大臣　林　芳正

学校教育法施行規則の一部を改正する省令

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第四条　［略］	**第四条**　［同上］
2　前項各号に掲げる事項のほか、通信制の課程を置く高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下この項において同じ。）については、前条の学則中に、次の事項を記載しなければならない。	2　前項各号に掲げる事項のほか、通信制の課程を置く高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下この項において同じ。）については、前条の学則中に、次の事項を記載しなければならない。
一・二　［略］	一・二　［同上］
三　通信制の課程を置く高等学校又は前号に規定する高等学校以外の施設で高等学校通信教育規程（昭和三十七年文部省令第三十二号）第二条第一項に規定する面接指導又は試験を行う場合の当該施設に関する事項	［号を加える。］
3　［略］	3　［同上］
第五条　学則の変更は、前条第一項各号、第二項各号、第三項並びに第百八十七条第二項第一号及び第二号に掲げる事項に係る学則の変更とする。	**第五条**　学則の変更は、前条第一項各号、第二項第一号及び第二号、第三項並びに第百八十七条第二項第一号及び第二号に掲げる事項に係る学則の変更とする。
2・3　［略］	2・3　［同上］
第百一条　通信制の課程の設備、編制その他に関し必要な事項は、この章に定めるもののほか、高等学校通信教育規程の定めるところによる。	**第百一条**　通信制の課程の設備、編制その他に関し必要な事項は、この章に定めるもののほか、高等学校通信教育規程（昭和三十七年文部省令第三十二号）の定めるところによる。
2　［略］	2　［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に存する通信制の課程を置く高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の学則については、施行の日以後最初に第五条第一項の学則の変更についての認可の申請がなされる日又は平成三十一年四月一日のいずれか早い日までの間は、この省令による改正後の学校教育法施行規則第四条第二項第三号の規定は、適用しない。

告　示

○内閣府告示第四十五号

迎賓館の施設に係る参観料の徴収に関する内閣府令（平成二十八年内閣府令第三十八号）第二条の規定に基づき、参観の認められる年齢を平成三十年五月三日から同年五月八日までの間は、参観の対象となる施設及び参観の認められる年齢並びに参観料の額を定める件（平成二十八年内閣府告示第二百三十一号）二中「十二歳以上の者（小学生及びこれに相当する者を除く。）」とあるのは「十歳以上の者（平成二十年四月二日以後に生まれた者を除く。）」としたので、公示する。

平成三十年三月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

○消防庁告示第二号

平成十二年消防庁告示第七号（介護保険法施行令第三十七条第一項第三十四号に掲げる規定として総務大臣が定めるものを定める省令第四号の規定に基づく消防庁長官が定める規定）は、廃止する。

平成三十年三月二十七日

消防庁長官　稲田　博司

○法務省告示第百三号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成三十年三月二十七日

法務大臣　上川　陽子

住所　茨城県守谷市松ケ丘3丁目11番地13
マルシア・ミツコ・ペレイラ・ギマラエス　昭和45年11月3日生
カイワン・キシ　平成10年10月31日生
ケルヴィン・キシ　平成12年4月21日生

住所　茨城県稲敷郡阿見町本郷1丁目17番地8
劉春兼　昭和55年3月1日生

住所　和歌山県海南市大野中1056番地214
唐麗瓊　昭和58年10月12日生

住所　長野市大字若槻団地3番地268
李偉建　昭和46年1月25日生

住所　茨城県潮来市日の出3丁目13番地22
崔卓時　昭和58年3月19日生

住所　群馬県伊勢崎市境下武士489番地
クリスチャン・ラウル・アザマ・オグスコ　平成5年4月3日生

住所　山梨県南アルプス市百々2075番地39
マウロ・ユウジ・コミヤマ　昭和47年10月11日生

住所　富山市城北町21番10―209号
ジュリア・サユリ・ヘンミ　昭和40年10月30日生

住所　福岡市西区下山門2丁目9番8―506号
張瑞　昭和51年1月9日生

住所　埼玉県川口市元郷1丁目1番30―308号
呂端子　平成2年11月10日生

住所　埼玉県川口市末広2丁目7番14号
王春益　昭和58年2月13日生

王博立　平成26年10月16日生

住所　埼玉県草加市花栗1丁目29番26―205号
○新明　昭和58年2月8日生

住所　浜松市中区中沢町58番29号
エリナ・ピンティ・ファダリ　昭和52年8月9日生

住所　福島県田村郡小野町大字菖蒲谷字高屋敷62番地
金泫廷　昭和45年5月8日生

住所　東京都江戸川区西小岩5丁目8番16号
方清泓　昭和64年1月5日生

住所　秋田県大仙市大曲あけぼの町16番13号
レイ・ヴィンセント・ペピト・ラマル　平成9年12月5日生

住所　千葉県八街市八街に217番地5
ピピアナ・アケミ・インスア・ミヤモト　平成7年3月14日生

ガブリエル・イサキ・インスア・ミヤモト　平成24年6月20日生